鳥取県いじめ問題検証委員会

委員を募集します。

幅広く県民からの意見を「鳥取県いじめ問題検証委員会」（以下「委員会」という。）に反映させるため、鳥取県いじめ問題検証委員会において御意見をいただける方を募集します。

【委員の概要】

◇募集人数　１名

◇任期　委嘱の日（令和７年１０月下旬予定）から委員会の解散まで

◇開催回数　２か月に１回程度

【応募要領】

◇応募資格（次の条件を全て満たす方）

(1) 県内在住の１８歳以上の方。

(2) ２か月に１回程度、主に県庁（鳥取市東町）で平日に開催する委員会に出席できる方

(3) 任命時に、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のない方

(4) 児童・生徒又はこれらの保護者の意向を尊重しながら、事務の遂行について中立・公正な判断をすることができる方

(5) 教育、法律等に見識を有する方

(6) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない方

(7) 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方

◇応募方法

以下(1) (2)の書類を持参、郵送又は電子メールにより提出してください。なお、ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

(1) 鳥取県いじめ問題検証委員会公募委員応募申込書

所定の応募申込書に、氏名（ふりがな）、生年月日、住所、連絡先（電話番号・電子メールアドレス）、略歴、自己ＰＲを記入してください。

※応募申込書は人権・同和対策課ホームページでもダウンロードできます。

（https://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/）

 (2) 応募に至った自身の考えや思いなどを800文字程度にまとめた作文（様式自由）

◇応募期限　　令和７年１０月２７日（月）（当日消印有効）

◇選考方法及び結果通知

申込書、作文及び次のとおり行う面接による審査により決定し、選考結果は速やかに応募者に通知します。

なお、面接日時は後日お知らせします。

(1)日時　10月中旬～下旬（予定）

(2)場所　県庁会議室（鳥取市東町）

(3)内容　個別面接により、委員会参加への思いや意欲等の確認を行う。（1人30分程度を予定）

【委員会の概要】

◇委員会の事務

　①いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態その他県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故の原因に係る検証等に関すること。

②検証結果に基づき学校現場及び学校設置主体に改善意見を述べること。

◇委員構成　委員５名以内（公募委員を含む）

◇その他

・報酬（10,600円）と委員会出席のための旅費を支給

・委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

**【応募先・問合せ先】**

鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局　人権・同和対策課

〒680-8570　鳥取市東町一丁目220番地

電話：０８５７－２６－７５８３　　ファクシミリ：０８５７－２６－８１３８　電子メール：jinken@pref.tottori.lg.jp

ホームページ：　https://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/

鳥取県いじめ問題検証委員会公募委員応募申込書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふ り が な |  | 生年月日 | 年　　月　　日生 |
| 氏　 　名 |  |
| 住　 　所 | 〒　　　－ |
| 連　絡　先 | 電話番号 | （自宅・勤務先・携帯）※該当するものを○で囲んでください。 |
| 電子メール |  |
| 応募資格の確認（該当する項目にチェックを入れてください。すべてを満たす方に応募資格があります。） | □　就任時点で県内在住の１８歳以上である。□　２か月に１回程度、主に県庁（鳥取市東町）で平日に開催する委員会に出席できる。□　任命時に、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定はない。□　児童・生徒又はこれらの保護者の意向を尊重しながら、事務の遂行について中立・公正な判断をすることができる。□　教育、法律等に見識を有する。□　鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でない。□　国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員ではない。 |
| 略　　　歴・自己ＰＲ等（差し支えのない範囲で御記入ください） |  |

※　応募に至った自身の考えや思いなどを800文字程度にまとめた作文を、併せて提出してください。